

独立行政法人日本学生支援機構

平成21年細則第10号

最近改正 令和7年細則第10号

留学生交流支援制度（短期派遣）実施細則を次のように定める。

平成21年3月31日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 梶山千里

海外留学支援制度（協定派遣）実施細則

（目的）

第1条 この細則は、海外留学支援制度（協定派遣）実施規程（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第21号。以下「規程」という。）第11条及び第17条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が派遣学生として承認した者（以下「支給対象者」という。）に対する奨学金及び渡航支援金（以下「奨学金等」という。）の支給並びにその他の事項に関し、必要な事項を定める。

（支給月数及び支給開始月）

第2条 規程第5条第2項に規定する奨学金の支給月数は、派遣日数を31で除して得られる数（1未満の端数は切り上げる。）とする。

2 奨学金の支給は、派遣開始月又はその翌月から始めるものとする。

（派遣プログラムの採択の取消し、辞退及び変更等）

第3条 理事長は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校（以下「在籍大学等」という。）におけるこの制度の実施のための管理体制若しくは事務処理が不適切な場合、又は規程第1条に規定するこの制度の目的に適合しないと認める場合その他相当の理由によるときは、採択された派遣プログラム（以下「採択プログラム」という。）の採択を取り消す。

2 理事長は、前項に規定する採択の取消しを行った場合、当該在籍大学等への奨学金等の支給を打ち切ることとする。

3 理事長は、第1項に規定する採択の取消しを行った場合であって、既に奨学金等を在籍大学等へ支給済みのときは、その全部又は一部を返納させることができる。

4 在籍大学等は、採択プログラムを辞退することができるものとし、在籍大学等の長（以下「大学等の長」という。）は、採択プログラムを辞退する場合、別に定める関係書類により、理事長に届け出るものとする。

5 在籍大学等は、前項に規定する採択プログラムを辞退した場合であって、既に機構から奨学金等を受領済みのときは、その全額を返納しなければならない。

6 理事長は、第1項又は第4項に該当する場合、当該在籍大学等からの規程第6条の規定による派遣プログラムの申請の全部又は一部を受け付けない等の措置を行うことができる。

- 7 理事長は、在籍大学等に支給すべき奨学金等の総額を確定した場合において、既にその額を超える奨学金等が支給されているときは、期限を定めて、その超える部分の奨学金等を返納させることができる。

(派遣学生の登録の抹消及び辞退)

第4条 理事長は、支給対象者が規程第4条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなつたと判断した場合、派遣学生としての登録を抹消する。

- 2 理事長は、前項に規定する登録の抹消を行った場合、当該在籍大学等に対し、当該派遣学生の奨学金等の全部又は一部を返納させることができる。

- 3 支給対象者は、在籍大学等を通じ、渡航前に派遣学生としての採用を派遣期間の全てについて辞退することができるものとし、大学等の長は、支給対象者から採用辞退の申出があつた場合、別に定める方法により、規程第9条により登録の申請をした当該支給対象者の登録内容の削除を機構に通知するものとする。

- 4 理事長は、前項に規定する登録内容の削除の通知があつた場合、奨学金等を当該支給対象者に支給せず、既に在籍大学等へ支給済みの場合は、その全額を返納させることができる。

(奨学金等の支給方法)

第5条 大学等の長は、別に定める関係書類により、奨学金等の支給を理事長に申請するものとする。

- 2 理事長は、前項による申請の内容を審査の上、在籍大学等が設置する銀行口座に振込送金する。

- 3 大学等の長は、前項により受領した奨学金等を、次に掲げる方法により支給する。その際、支給対象者から受領書を徴収し保管するか、又は、銀行の振込受領書等を保管するものとする。

- (1) 奨学金は、支給対象者の在籍大学等での在籍及び派遣プログラムへの参加を確認した上で、一月分ごと支給する。

- (2) 渡航支援金は、初回の奨学金支給日以前に支給する。

(奨学金を支給しない場合)

第6条 理事長は、第4条に規定するもののほか、支給対象者に次の各号に掲げる事由が生じた場合、当該月分の奨学金は支給しないものとする。

- (1) 支給対象月の初日（留学開始月においては支援開始日）から末日（留学終了月においては支援終了日）まで派遣先国・地域にいないとき。

- (2) 在籍大学等での在籍又は派遣プログラムへの参加が確認できなかったとき。

- (3) 奨学金を支給することが社会通念上適切でないと認めたとき。

- 2 理事長は、前項各号に該当する支給対象者に対して既に奨学金を支給している場合、在籍大学等に対し、奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

(証拠書類の保管)

第7条 大学等の長は、支給対象者の受領書又は銀行の振込受領書等、在籍大学等が支給対象者に奨学金等を支給したことを証明する書類の写しを、別に定める期間、

保管するものとする。

- 2 理事長は規程第13条に規定する立入検査等を行う際は、前項に掲げる書類を検査することができる。

(受給証明書の発行)

第8条 大学等の長は、支給対象者の申請に基づき、別に定める様式により、機構に代わって、奨学金の受給証明書を発行することができるものとし、その際、必ず控えを取り、保管するものとする。

(支給対象者の資格及び要件の変更)

第9条 在籍大学等は、規程第9条により登録の申請をした支給対象者についてその内容に変更が生じた場合、当該変更内容について、別に定める方法により、速やかに機構に届け出るものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
(短期留学推進制度(派遣)実施細則の廃止)
- 2 短期留学推進制度(派遣)実施細則(独立行政法人日本学生支援機構平成16年細則第4号)は廃止する。

(経過措置)

- 3 施行日前の短期留学推進制度(派遣)により平成20年度短期派遣留学生として採用され、平成22年2月まで海外へ短期留学する派遣学生については、施行日以降、留学生交流支援制度(短期派遣)にて支援する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成23年細則第2号)

この細則は、平成23年4月1日より施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成23年細則第8号)

この細則は、平成23年6月24日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成25年細則第7号)

(施行期日)

- 1 この細則は、平成25年7月3日から施行する。
(経過措置)
- 2 この細則による改正後の規定は、平成25年度以降に新たに実施する留学生交流支援制度(短期派遣)による支援について適用し、平成24年度に開始した留学生交流支援制度(短期派遣)による支援については、なお従前の例による。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成26年細則第7号)

(施行期日)

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前の留学生交流支援制度(短期派遣)により、施行日の前日において奨学

金の給付を受けていた者で、施行日以後引き続き奨学金の給付を受ける者については、施行日以降、海外留学支援制度（短期派遣）にて支援する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 27 年細則第 4 号）
（施行期日）

- 1 この細則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この細則による改正後の規定は、平成27年度以降に新たに実施する海外留学支援制度（協定派遣）による支援について適用し、平成26年度に開始した海外留学支援制度（短期派遣）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年細則第 4 号）
（施行期日）

- 1 この細則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この細則による改正後の規定は、平成29年度以降に新たに実施する海外留学支援制度（協定派遣）による支援について適用し、平成28年度に開始した海外留学支援制度（協定派遣）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 30 年細則第 4 号）
（施行期日）

- 1 この細則は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この細則による改正後の規定は、平成30年度以降に新たに実施する海外留学支援制度（協定派遣）による支援について適用し、平成29年度に開始した海外留学支援制度（協定派遣）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年細則第 2 号）
（施行期日）

- 1 この細則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この細則による改正後の規定は、令和 2 年度以降に新たに実施する海外留学支援制度（協定派遣）による支援について適用し、令和元年度に開始した海外留学支援制度（協定派遣）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 2 年細則第 18 号）

この細則は、令和 2 年 10 月 2 日から施行し、改正後の第 6 条及び第 6 条の 2 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 5 年細則第 2 号）

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 7 年細則第 10 号）

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。